障がい者医療費助成のしおり

対象となる方

海老名市民で健康保険に加入している下記のいずれかの手帳をお持ちの方。
（平成 25 年４月１日以降に、65 歳以上で新たに障がい者に認定された方は対象外）

■身体障がい者手帳　１～３級（手帳交付日の翌月１日から対象）
■障がい者（精神障がい者保健福祉）手帳　１～２級（手帳交付日の翌月１日から対象）
■療育手帳　Ａ１～Ｂ２（または知能指数 75 以下と判定された方）（判定日の翌月１日から対象）

助成対象

医療保険対象医療費の自己負担分（外来費･入院費･調剤費など）

※保険対象外のものは障がい者医療費助成も対象外です。（入院時食事･生活療養費、差額室料、薬の容器代、診断書料、保険外の薬代、予防接種など）
※国や県の医療給付制度を受けられる医療費や、健康保険から高額療養費･付加給付として支給される金額は除きます。

助成の受け方

医療機関で医療保険情報の確認できるもの、各種医療受給者証※1・限度額適用認定証※2と一緒に障医療受給者証を提示してください。

※1　各種医療受給者証･･･自立支援医療受給者証（更生医療、育成医療、精神通院）、療養介護医療受給者証、特定医療費（指定難病）医療受給者証、小児慢性特定医療費医療受給者証、特定疾病療養受療証、肝炎治療受給者証
※2　限度額適用認定証･･･医療機関での医療費の支払いを限度額までとするもので、加入する健康保険から交付を受けるものです。医療機関での支払いが少額で済む場合がありますので、加入する健康保険にお問い合わせください。

【医療機関窓口で障医療受給者証が使えなかった場合　⇒　医療費償還申請】

神奈川県外の医療機関で治療を受けた方など、医療機関窓口で障医療受給者証が適用できなかった場合、**市役所１階の８番窓口で医療費の償還を申請することができます。**医療費の助成は、原則、申請をお受けした日の翌月末に、申請時に指定された銀行口座に振り込みます。

※支払った医療費が高額になった場合は高額療養費制度*に該当する可能性があります。償還申請の前に、加入している健康保険で請求手続きをしてください。
＊高額療養費制度とは、同一月（1日から月末まで）にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の金額（自己負担限度額）を超えた分が、後から払い戻される制度です。詳細は加入している健康保険へご確認ください

償還申請の際、持参いただくもの

1　障医療受給者証
2　領収書（受給者の氏名が記載されているもの）
※医療費は１ヵ月ごとに計算するため、同じ月の分はまとめて翌月以降のご申請をお願いします。また、診療日から１年以内のものをお持ちください。
※領収書は基本的にお返しできません。保険分と保険外（助成対象外）分が一緒に記載されている領収書は返却可能ですので、希望される方はその都度申請時にお申し出ください。
3　医療保険情報の確認できるもの
4　銀行名・支店番号・口座番号・口座名義人がわかるもの
5　各種医療受給者証、限度額適用認定証（交付を受けている方）
6　支給決定通知書等（健康保険組合から高額療養費や付加給付が支給され、発行された場合のみ）

裏面へ続く→

届出が必要な時

次のときは必ず届出をしてください。

（必要なもの：障 医療受給者証、医療保険情報の確認できるもの、障がい者手帳 等）

■住所が変わった

■障がい者手帳の等級が変わった

■健康保険が変わった

■健康保険の記号や番号が変わった

■障 医療受給者証を紛失・破損した（再交付）

■お亡くなりになった　　等

健康保険の変更に伴う障 医療受給者証の変更申請は窓口・郵送に加えて電子申請が可能になりました。

左記 QR コードを読み込んだ後、「メールを認証して申請に進む」を選択し、申請してください。

メールを認証して申請に進む

更新手続き

【障がい者（精神障がい者保健福祉）手帳をお持ちの方】

手帳の更新後に障 医療受給者証の更新手続きをお願いします。

（必要なもの：更新後の障がい者手帳、医療保険情報の確認できるもの、障 医療受給者証）

【身体障がい者手帳、療育手帳をお持ちの方】

手続きは不要です。有効期間満了日までに新しい障 医療受給者証をお送りします。

（住所等、上記の変更がある場合は、必ず届出をお願いします。）

注 意

次のときは、海老名市の障 医療受給者証は使えません。

使用されますと、後日、助成した医療費を全額返還していただくことになります。

■健康保険の資格喪失後の診療（無保険）……保険加入の手続きを！

■他市区町村に転出後の診療……転出先で医療制度の相談を！

■障がい者手帳の等級が変わり受給対象ではなくなった後の診療

……すみやかに市役所へ届出を！

※このしおりは、必ずお読みいただき大切に保管してください。

海老名市役所　国保医療課　福祉医療・手当係
（窓口：海老名市役所1階8番「障がい福祉のこと」）
電話：046－235－4823

R6.12.2 改訂